

西条市地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目 的

西条市が利用者視点に立った総合的かつ効率的な地域公共交通体系の構築を目的に策定した「西条市地域公共交通計画」（以下「現計画」という。）が令和7年9月に計画期間の満了を迎えることに伴い、地域環境・社会環境の変化に対応した計画に見直すために必要な業務の委託先をプロポーザル方式により選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 実 施 主 体 西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 業 務 名 西条市地域公共交通計画策定支援業務
- (3) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 提案限度額 2,250,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 対象業務における西条市の競争入札参加資格を有しているまたは同等の基準を満たしていると会長が特に認めたもの。
- (3) 西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成28年西条市訓令第10号）による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申し立て及び民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 過去5年間（令和元年度～令和5年度）において、国、県、市町村または地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づく協議会が発注した地域公共交通網形成計画の策定、または地域公共交通計画の策定に係る業務（以下「同種業務」という。）又は類似の業務を元請として受注した実績を有していること。
- (7) 地域公共交通施策に係る法務及び財務、その他に関する知識を有していること。

- (8) 本調査業務の実施にあたり、当協議会との連絡調整、打合せ等に適切に対処できること。

4 提出物および提出書類に関する留意事項

提出書類名	留意事項
参加表明書（様式 1、技術資料）	本企画提案に参加する意思のある業者は決められた期日までに提出する。 技術資料について、該当なしの場合も提出する。
営業所表（様式 2）	対象業務における西条市の競争入札参加資格を有していない場合提出する。
委任状（様式 3）	対象業務において代理人を置く場合に限る。
業務経歴書（様式 4）	事業者の業務経歴等を記載する。
業務実績書（様式 5）	国、県、市町村、市町村が主体となる協議会の地域公共交通の確保・維持・改善等の業務に関する実績を記載する。
提案書表紙（様式 6）	提案書は、A 4 判とし、様式については特に定めない。（A 3 判による折込頁の挿入は可とする。） 本仕様書に記載の業務内容に基づき、簡潔かつ明瞭に記載する。 また、本仕様書記載以上の提案がある場合には、併せて提案すること。
業務実施体制（様式 7）	責任者をはじめ、本業務に関わる予定の担当者について、分担する業務内容・役割等を記載する。
業務工程表（任意様式）	履行期間中における業務のスケジュールについて作成する。
見積書（任意様式）	企画提案書とは別に、業務内容、工程ごとに具体的な内訳明細を記載する。

※ 提出書類の作成は、専門的な知識を有しない者でも理解できるように、わかりやすい表現を用いること。また、専門用語等については、用語説明を記載すること。

5 参加資格の確認

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式 1、技術資料）及び必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 5 時 15 分（必着）

イ 提出先 西条市地域公共交通活性化協議会事務局（くらし支援課内）

ウ 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合、西条市役所閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(2) 提出書類

内容は次のとおりとする。

ア 参加表明書（様式 1、技術資料）

イ 業務経歴書（様式 4）

ウ 業務実績書（様式 5）

対象業務における西条市の競争入札参加資格を有していないものについては上記に加えて、下記資料を提出するものとする。

エ 住民票の写し（発行後 3 か月以内のもの。個人に限る。）

オ 登記簿謄本（発行後 3 か月以内のもの。法人に限る。）

カ 営業所表（様式 2）

キ 財務諸表（直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書）

また、対象業務において、代理人を置く場合委任状（様式 3）を提出するものとする。

(3) 提出部数

2 部（正本 1 部 副本 1 部）

(4) その他

提出書類の作成等に係る一切の費用は、申込者において負担すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(5) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和 6 年 6 月 12 日（水）までに参加資格の審査結果について、参加申込みのあった全ての事業者へ電子メールで通知する予定である。参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションへの参加を求める。

6 質問及び回答

(1) 本業務に関する質問は、「参加表明書」を提出した者に限る。

(2) 質問書の提出について、提出書類は「様式 8」を用いることとし、企画提案

書等の記載方法及び仕様書の内容等に限る。

ア 提出期限 令和6年6月7日（金）午後5時15分まで

イ 提出方法 電子メール

電話・来庁・FAXでの質問は受け付けないものとする。また、電子メールを送信した後に、西条市地域公共交通活性化協議会事務局（くらし支援課）まで送信した旨の電話をすること。

ウ 提出先メールアドレス kurashishien@saijo-city.jp

(3) 質問書に関する回答

ア 回答期間

令和6年6月12日（水）までに回答する。

イ 回答方法

参加表明書の提出者全てに、電子メールで回答する。なお、質問に対する回答は、要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

7 提案書等の提出期限等

参加事業者は、提案書（様式6）及び必要書類を提出すること。

(1) 提案書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和6年6月21日（金）午後5時15分（必着）

イ 提出先 西条市地域公共交通活性化協議会事務局（くらし支援課）

ウ 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合、西条市役所閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出書類

内容は次のとおりとする。

ア 提案書表紙（様式6）

イ 提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制（様式7）

エ 業務工程表（任意様式）

オ 見積書（任意様式）

(3) 提出部数

6部（正本1部 副本5部）

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 提出された企画提案書等にもとづき、プレゼンテーションを開催し、質疑応答（ヒアリング）を行う。

ア 実施日 令和6年7月4日（木）予定とし、詳細については別途連絡する。

イ 実施場所 場所等の詳細については別途連絡する。

ウ 出席者 西条市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定分科会委員
(以下「委員」という。) 及び担当者

エ 所要時間 20 分間以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答(15 分間程度)を行う予定である。参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡する。

オ 参加人数 3 名以下

カ 機器 パソコン等の必要な機器については、提案者が準備すること。
大型ディスプレイ及びHDMI ケーブルについては、事務局が準備する。

- (2) 業務の責任者となる予定の者は、プレゼンテーションに原則参加すること。
- (3) 審査結果は特定後、参加者全てに書面で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。
- (4) 参加事業者の提案内容により、評価基準に基づき独立して参加事業者の提案の優劣を判定する。評点の合計点が最も高い企画提案書を提出した者を第一位委託候補者として決定し、以下第二位、第三位まで順位をつける。評点合計が同数の場合は、委員による多数決により決定する。
- (5) 選定における評価基準は別表 1 「西条市地域公共交通計画策定支援業務評価基準」のとおりとする。

9 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに要した資料作成等提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。
- (3) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合やプレゼンテーションに欠席した場合、又は辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とし、虚偽の記載をした提案者を失格とする。
- (5) 提出された提案書は返却しない。なお、提案書は、契約に至った場合に使用するほかは、事業者選定以外に使用しないものとし、西条市の文書取扱規程等に従い責任をもって管理・廃棄を行う。
- (6) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した業務の責任者となる予定の者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の能力を有する者であることが確認され、了解されなければならない。

1 0 担当部署（書類提出先）

〒 7 9 3 － 8 6 0 1 愛媛県西条市明屋敷 1 6 4 番地

西条市地域公共交通活性化協議会事務局（西条市くらし支援課 担当：長谷部）

電話番号 0 8 9 7 － 5 2 － 1 7 2 0

F A X 0 8 9 7 － 5 2 － 1 2 3 0